

**瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業
設計及び工事監理業務委託契約書（案）**

取入
印紙

1 委託業務の名称 瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業における設計及び工事監理業務

2 業務期間

(1) 設計業務	本契約締結の日から 令和8年12月31日まで (うち基本設計期間)	本契約締結の日から 年 月 日まで) (うち実施設計期間)
		年 月 日から 年 月 日まで)

(2) 工事監理業務 建設工事請負契約の締結日から、本施設の引渡日まで

3 業務の対価

(1) 設計業務 (うち消費税及び地方消費税の額))
(2) 工事監理業務 (うち消費税及び地方消費税の額))

4 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙記載のとおり

上記業務について、瑞浪市（以下「甲」という。）と【設計事業者の名称】（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約に特別に定めるものを除き、本契約上の用語の定義については、甲、乙及び運営事業者間で締結された「瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業基本契約書」及び別表に定めるとおりとする。

第1章 総則

第1条（本事業の目的等）

- 1 本事業は、『未来の子どもたちに渡せるまち』を目指す瑞浪駅周辺において、滞在場所の充実やにぎわいの創出等の当該地区が抱える課題と、利用者層の拡大や効率的な施設運営等の総合文化センターが抱える課題の両方を同時に解決するため、瑞浪駅北地区に、図書館や貸室等の中央公民館機能の一部を集約し、新たな機能を追加した瑞浪駅北地区複合公共施設を、官民連携手法によって整備運営することを目的とする事業である。
- 2 本事業は、本施設の管理運営業務、設計及び工事監理業務、並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるものとする。
- 3 本事業の事業日程は、別紙1のとおりとする。

第2条（本契約の目的等）

- 1 本契約は、本事業を円滑に実施するために、設計業務及び工事監理業務における、甲及び乙の役割と基本的合意事項について定めるとともに、本業務の実施に際しての条件を定めることを目的とする。
- 2 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重して本業務を行うものとする。
- 3 甲は、本事業及び本業務が民間事業者の創意工夫により、効率的かつ効果的に実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

第3条（本業務の内容等）

- 1 本業務の対象は以下のとおりとする。
 - (1) 設計業務
 - (2) 工事監理業務
- 2 本業務の実施場所は、別紙2のとおりとする。

第4条（本業務遂行の指針）

- 1 乙は、募集要項等及び事業者提案等に従って本業務を遂行しなければならない。
- 2 乙は、本契約書（頭書を含む。以下同じ。）と募集要項等及び事業者提案等との間に内容の相違がある場合は本契約の内容を優先する。
- 3 本契約に記載のない事項について、募集要項等及び事業者提案等の書類相互間に内容の相違がある場合には、次の各号に掲げる順序に従って本業務を遂行するものとする。
 - (1) 募集要項等に関する質問への回答
 - (2) 募集要項等
 - (3) 事業者提案等

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。

ただし、第3号の事業者提案等の書類間における内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。また、事業者提案等の水準が第1号及び第2号に記載の水準を上回る部分については、事業者提案等の記載が優先する。
- 4 乙は、本業務の遂行に当たっては、瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業公募型プロポーザル審査委員会の意見及び甲の要望事項を可能な限り受け入れて尊重するものとする。

第5条（許認可、届出等）

- 1 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可等は、乙が自己の責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出及び報告についても、乙が自己の

責任と費用負担において作成し、提出するものとする。

- 2 乙は、前項の許認可等の申請に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による本契約上の義務を履行するために必要な許認可等の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲が本事業を遂行するために必要な許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 乙は、許認可等の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲は合理的な範囲で乙に生じた増加費用を負担する。

第6条（暴力団の排除措置）

- 1 甲は、乙に対し、乙の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより、乙の役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聞くことができる。
- 2 甲は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日条例第20号）第2条第1項に規定する実施機関）に提供することができる。
- 3 乙は、担当業務を第三者（乙の役員、従業員を含む。本条において以下同様とする。）に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、担当業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 5 乙は、本業務の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。乙が担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 6 甲は、乙が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、乙に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう、又は、既に当該第三者と契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除するよう、求めることができる。

第7条（契約上の地位及び権利義務の譲渡等）

- 1 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位、及び本契約により生ずる地位、権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、設計業務に基づき作成される成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

第8条（一括再委託等の禁止）

- 1 乙は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に対し、外部委託等の必要性や内容について説明し、甲の承諾を得なければならない。また、乙は、当該第三者が業務の実施に必要な免許及び資格等を有していることを確認しなければならない。
- 3 乙は、甲の事前の承諾に基づき、事業者提案等に定める以外の者に本業務を実施させ

る場合は、かかる業務を実施する者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知しなければならない。

- 4 乙は、本業務に関する一切の責任を負担し、乙が、これを第三者に委託した場合、その他本業務に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負う。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由に基づき生じたものについては、甲が負担する。
- 5 甲は、前項に基づき乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。
- 6 本契約において定める、乙からの委託先又は請負人、その他本業務に関して乙が使用する一切の第三者において甲への協力に関して要した費用は、全て乙の負担とする。

第9条（著作権の譲渡等）

乙は、成果物又は成果物を利用して完成した本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち乙に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

第10条（著作物の利用の許諾）

- 1 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。
 - (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
 - (5) 乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を利用すること。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を複製し、又は、翻案すること。

第11条（著作者人格権の制限）

前条に基づき甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

第12条（著作権の侵害の防止）

- 1 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。
- 2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙の責任と費用において、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第13条（特許権等の使用）

乙は、設計業務に関し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等

に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第14条（意匠の実施の承諾等）

- 1 乙は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計業務に用いるときは、甲に対し、成果物によって表現される本施設に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 乙は、本施設の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を甲に譲渡するものとする。

第15条（調査員）

- 1 甲は、調査員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査員は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査員に委任したもののか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) 本契約書及び募集要項等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他本契約の履行状況の調査
- 3 甲は、2名以上の調査員を置き、前項の権限を分担させたときには、それぞれの調査員の有する権限の内容を、調査員に本契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 本契約書に定める書面の提出は、募集要項等に定めるものを除き、甲が調査員を置いた場合にあっては、調査員を経由して行うものとする。この場合においては、調査員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

第16条（監理技術者等）

- 1 乙は、設計業務、工事監理業務それぞれの責任者となる管理技術者及び工事監理者を定めなければならない。なお、管理技術者及び工事監理者は兼任することができる。また、乙は、設計業務のうち、建築、構造、電気設備、及び機械設備について、担当者となる技術主任をそれぞれ定めなければならない。管理技術者は技術主任を兼任することができない。
- 2 管理技術者及び工事監理者は、本契約の履行に関し、各々が担当する設計業務、工事監理業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務の対価（以下「設計業務費」という。）及び工事監理業務の対価（以下「工事監理業務費」という。）の変更、履行期間の変更、設計業務費及び工事監理業務費の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者及び工事監理者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、甲に対し、設計業務の開始までに、管理技術者及び工事監理者につき、経験等を示し、実績等を証明する書類を添付の上、管理技術者届及び工事監理者届を提出す

るものとする。

- 5 乙は、第23条第1項に基づき作成する設計業務計画書に、管理技術者、工事監理者及び設計業務の技術主任の名前、経歴、連絡先等を記載し、甲に報告するものとする。

第17条（照査技術者）

- 1 乙は、募集要項等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者及び工事監理者を兼ねることができない。

第18条（地元関係者との交渉等）

- 1 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

第19条（土地への立入り）

乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

第20条（管理技術者等に対する措置請求）

- 1 甲は、第16条第1項に基づき選任された管理技術者、照査技術者、工事監理者、技術主任、又は乙の使用人若しくは第8条第3項の規定により乙から業務を委任され若しくは請け負った者が、その業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、調査員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

第2章 本施設の設計業務

第1節 各種調査業務

第21条（各種調査業務）

乙は、本施設の設計業務に必要となる、現況測量、地質調査、電波障害調査、周辺地域の家屋調査、その他の調査を行うものとする。

第2節 本施設の設計業務

第22条（設計業務）

- 1 乙は、本契約締結後速やかに、募集要項等及び次条の設計業務計画書等に従い、自己

の責任と費用負担において、設計業務のための各種関係機関との調整業務、基本設計及び実施設計を行うものとする。

- 2 乙は、実施設計を行う前に、募集要項等に基づき、別紙3の1の基本設計図書リスト記載の図書を作成し、甲に提出して確認を得なければならない。
- 3 乙は、募集要項等に基づき、別紙3の2の実施設計図書リスト記載の図書（別紙3の1の基本設計図書リスト記載の図書とあわせて、以下「設計図書」という。）を作成し、実施設計完了後、甲に提出して確認を得なければならない。
- 4 乙が設計業務を行うにあたっては、住民の意見を最大限尊重するとともに、住民意見について技術面及びコスト面等のバランスを踏まえて甲に助言を行うものとする。

第23条（設計業務計画書等の作成）

- 1 乙は、本契約締結後14日以内に、要求水準書に定める設計業務計画書、詳細工程表、設計業務着手届、及び管理技術者届を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の詳細工程表を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 本契約の他の条項の規定により設計業務の履行期間又は募集要項等が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して第1項の詳細工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。

第24条（進捗状況の報告等）

- 1 乙は、募集要項等に定めるところにより、設計業務の進捗状況を甲に定期的に報告しなければならない。
- 2 甲は、設計業務の進捗状況及び内容について、乙に隨時確認できるものとする。この場合、甲が必要があると認めるときは、乙に対して設計業務の改善を要求することができる。

第25条（貸与品等）

- 1 甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡し場所及び引渡し時期は、募集要項等に定めるところによる。
- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、募集要項等に定めるところにより、設計業務の完了、募集要項等の変更等によって不要となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第26条（募集要項等と設計業務の内容が一致しない場合の修補義務）

乙は、設計業務の内容が募集要項等又は甲の指示若しくは甲と乙との協議で決定した内容に適合しない場合、あるいは業務水準を客観的に逸脱していると認められる場合で、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるものであり、合理的に必要があると認められるときは、甲は、設計業務の履行期間又は設計業務費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第27条（募集要項等の変更等）

- 1 乙は、設計業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めるものとする。
 - (1) 募集要項等及び募集要項等に関する質問への回答が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等、募集要項等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 募集要項等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 甲は、乙から前項に基づき確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計業務の履行期間又は設計業務費を変更し、又は乙に損害が生じたときは、合理的な範囲の費用を負担しなければならない。
- 6 甲は、第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、募集要項等又は設計業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、これらを変更することができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計業務の履行期間又は設計業務費を変更でき、また、甲の責めに帰すべき事由（建設事業者の選定にかかる入札手続の不調も含む。）に基づく変更により乙に損害が生じたときは、合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第28条（設計業務の中止）

- 1 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承認を得ることができないため、又は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象であって乙の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、乙が設計業務を行うことができないと認められるときは、甲は、設計業務の中止内容を直ちに乙に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、必要があると認められるときは、設計業務の中止内容を乙に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、設計業務の履行期間又は設計業務費を変更でき、また、甲の責めに帰すべき事由に基づく変更により乙が設計業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は乙に損害が生じたときは、合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第29条（設計業務に係る乙の提案）

- 1 乙は、募集要項等又は甲の設計業務に関する指示に関して、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を発見又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等又は甲の設計業務に関する指示の変更を提案することができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、

募集要項等又は設計業務に関する指示の変更を乙に通知するものとする。

- 3 甲は、前項の規定により募集要項等又は設計業務に関する指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、設計業務の履行期間又は設計業務費を変更するものとする。

第30条（乙の請求による履行期間の延長）

- 1 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に設計業務を完了することができないときは、その事由を明示した書面により甲に設計業務の履行期間の延長変更を請求することができる。
- 7 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計業務の履行期間を延長するものとする。甲は、設計業務の履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、設計業務費について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害が生じたときは合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第31条（甲の請求による履行期間の短縮）

- 1 甲は、専ら甲側の事情により設計業務の履行期間を短縮する必要があるときは、設計業務の履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、設計業務費を変更し、又は乙に損害が生じたときは、合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第32条（適正な履行期間の設定）

甲は、設計業務の履行期間の延長又は短縮を行うときは、設計業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第33条（履行期間の変更方法）

- 1 設計業務の履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知し、乙はこれに従うものとする。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が設計業務の履行期間の変更事由が生じた日（第30条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、第31条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知し、協議開始の日とすることができる。

第34条（設計業務費の変更方法等）

- 1 第26条ないし第31条に基づく設計業務費の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知し、乙はこれに従うものとする。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が設計業務費の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知し、協議開始の日とすることができる。

第35条（臨機の措置）

- 1 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りで

- ない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が設計業務費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

第36条（一般的損害）

本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合の負担は以下のとおりとする。なお、甲が全部又は一部を負担する場合の支払時期等の負担方法については甲と乙とが協議し、協議が調わない場合は、甲が決定する。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は乙が負担する。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は甲が負担する。
- (3) 不可抗力等に基づく場合は第61条のとおりとする。
- (4) 本事業に直接関係する法令改正等による場合は第64条のとおりとする。

第37条（第三者に及ぼした損害）

- 1 乙が本業務を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は、法令等に基づき当該第三者に対して損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（募集要項等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他の甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等の甲の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 甲が、第1項の第三者の損害を賠償したときは、乙は直ちに甲に対し、その賠償相当額を支払うものとする。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

第38条（設計業務費の変更に代わる募集要項等の変更）

- 1 甲は、本契約の規定により設計業務費を増額すべき場合又は乙の増加費用等を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計業務費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知し、乙はこれに従うものとする。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が同項の設計業務費の増額すべき理由又は費用を負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知し、協議開始の日とすることができる。

第39条（検査及び成果物の引渡し）

- 1 乙は、設計業務を完了したときは、設計業務完了届のほか必要な書類を提出して、甲に通知しなければならない。
- 2 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下、設計業務の完了を確認（別紙4の基準を充足するかの確認を含む。）するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けな

ければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から修補を終了した旨の通知受けた日をから起算するものとする。

- 4 第2項及び第3項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、甲が第2項及び第3項の検査により設計業務の完了を確認した後、直ちに当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

第40条（引渡し前における成果物の使用）

- 1 甲は、第39条第5項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、合理的な範囲の費用を負担しなければならない。

第41条（契約不適合責任）

- 1 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、その不適合の程度に応じて設計業務費を減額することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに設計業務費の減額を行うことができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完を行わず、その時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項の規定による催告を行っても乙から履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第42条（契約不適合責任の期間等）

- 1 甲は、乙から第39条第5項の規定による成果物の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本施設の工事完成後2年以内でなければ、乙に対し、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本契約の解除（以下の条において「請求等」という。）を行うことができない。
- 2 前項の請求等は、甲より、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙に対し、契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下の項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等が行われたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が募集要項等の記載内容、甲の指示又は貸与品の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを甲に通知しなかったときは、この限りでない。

第3章 工事監理業務

第43条（工事監理業務）

- 1 乙は、建設事業者が決定した後、本施設の建設工事の着工前に要求水準書に定める工事監理概要書を作成し、甲に提出し、承認を得るものとする。
- 2 乙は、募集要項等、基本設計、実施設計及び前項に規定する工事監理概要書に従い、自己の責任と費用負担において、本施設の建設工事に関する工事監理業務を行うものとする。
- 3 乙は、工事監理者をして、甲に毎月、定期的に報告を行わせるとともに、甲の要求があった場合には、随時報告を行わせるものとする。
- 4 乙は、工事監理計概要書及び工事監理に関する各種記録、法定の各種届出・許認可申請書類、図面、台帳等を整備し、保管しなければならない。

第44条（甲による説明要求及び立会い）

- 1 甲は、本施設の建設工事の進ちょく状況及び施工状況について、工事監理者から直接報告を受けることができるものとする。
- 2 甲は、本施設の建設工事が甲の確認を受けた設計図書に従って実施されていることを確認するため、本施設の建設工事の状況その他甲が必要とする事項について、乙に事前に通知したうえで、工事監理者に対してその説明を求めることができるものとする。
- 3 甲は、前2項の規定による報告又は説明の結果、本施設の建設の状況が、甲の確認を受けた設計図書の内容から逸脱していることが判明したときは、乙に対して、工事監理業務のは正を求めることができ、乙は自己の責任と費用負担においてこれに従わなければならない。
- 4 乙は、前項のは正要求に対して意見陳述を行うことができ、当該陳述に客観的に合理性が認められる場合には、甲はは正要求を撤回するものとする。
- 5 乙は、工事期間中に自己が行う検査又は試験について、事前に甲へ通知するものとする。この場合において、甲は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 6 甲は、工事期間中に乙への事前の通知なしに、本施設の建設工事に立会うことができるものとする。
- 7 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、本施設の建設工事の立会いを理由として、何らの責任も負担しない。

第45条（中間確認への立ち合い）

- 1 乙は、本施設が甲の確認を受けた設計図書に従って建設されていることを確認するために甲が実施する中間確認に、工事監理者を立ち会わせるものとし、甲が必要と認める場合には、現場説明及び書類の提出を行うものとする。
- 2 甲は、本条の規定による中間確認の実施を理由として、乙に対し、何らの責任も負担しない。

第46条（甲による竣工検査への立ち合い等）

- 1 乙は、甲が実施する本施設の竣工検査の2週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、本施設の竣工検査までに監理者検査を実施し、検査結果を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、甲が実施する竣工検査に、工事監理者を立ち会わせるものとし、甲が必要と認める場合には、現場説明及び書類の提出を行うものとする。
- 4 甲は、本条の規定による確認を理由として、乙に対し、何らの責任も負担しない。

第47条（業務の引継ぎ）

乙は、工事監理業務の終了時に、引継書を作成し、運営事業者が支障なく本施設の管理運営を遂行できるよう運営事業者に引継ぎを行うものとする。

第4章 対価の支払

第48条（設計業務費の支払い）

- 1 乙は、第39条第2項の検査に合格したときは、募集要項等に従い、設計業務費の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計業務費を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第39条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第49条（設計業務費の減額）

甲が、設計業務について、業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することを確認した場合、甲は、乙に対して支払う設計業務費を、業務水準の未達の程度に応じて減額できるものとする。なお、乙は、甲の判断に対し、意見を述べることができ、甲がこれを合理的であると判断した場合は、減額をせず、又は減額する対価額を変更することができる。

第50条（工事監理業務費の支払い）

- 1 乙は、第46条3項の竣工検査が完了したときは、募集要項等に従い、工事監理業務費の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に工事監理業務費を支払わなければならない。
- 3 甲及び乙は、設計業務の変更及び遅延、並びに募集要項等の変更を理由に工事監理業務の内容が変更された場合、その変更内容に応じて前項に定める工事監理業務費の総額及び支払方法の見直しを相手方に請求できるものとする（ただし、当該変更が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合、乙は上記の請求をすることができない。）。この場合の対価の変更方法等は第34条を準用する。

第51条（工事監理業務費の減額）

甲が、工事監理業務について、業務水準を客観的に満たしていない事項が存在することを確認した場合、甲は、乙に対して支払う工事監理業務費を、業務水準の未達の程度に応じて減額できるものとする。なお、乙は、甲の判断に対し、意見を述べることができ、甲がこれを合理的であると判断した場合は、減額をせず、又は減額する対価額を変

更することができる。

第52条（前払金）

- 1 乙は、契約金額が500万円以上の場合においては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、設計業務期間又は工事監理業務期間を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証書を甲に寄託して、設計業務に関する前払いの場合は設計業務費、工事監理業務に関する前払いの場合は工事監理業務費のそれぞれ10分の3以内の前払金（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを甲に請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、設計業務費又は工事監理業務費が著しく増額された場合においては、前払金の額が増額後の設計業務費又は工事監理業務費の10分の3に満たないときは、その増額後の設計業務費又は工事監理業務費の10分の3から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、設計業務費又は工事監理業務費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務費又は工事監理業務費の10分の4を超えるときは、設計業務費又は工事監理業務費が減額された日から20日以内に、その超過額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還をすることが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、設計業務費又は工事監理業務費が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 7 甲は、乙が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法に基づく率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第53条（保証契約の変更）

- 1 乙は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する場合のほか、設計業務費又は工事監理業務費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第54条（前払金の使用等）

乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

第55条（部分引渡し）

- 1 成果物について、甲が募集要項等に業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第39条中「設計業務」とあるのは「指定部分に係る設計業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第48条中「設計業務費」とあるのは「部分引渡しに係る設計業務費」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第39条中「設計業務」とあるのは「引渡部分に係る設計業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第48条中「設計業務費」とあるのは「部分引渡しに係る設計業務費」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用する第48条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る設計業務費は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する設計業務費」及び第2号中「引渡部分に相応する設計業務費」は、甲と乙とが協議して定める。ただし、甲が、前2項において準用する第48条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る設計業務費
指定部分に相応する設計業務費×（1－前払金の額／設計業務費）
 - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る設計業務費
引渡部分に相応する設計業務費×（1－前払金の額／設計業務費）

第56条（債務負担行為に係る契約の特則）

- 1 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における設計業務費及び工事監理業務費の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

設計業務	
令和7年度	74,693,000円（消費税及び地方消費税込み）
令和8年度	円（消費税及び地方消費税込み）
工事監理業務	
令和9年度	円（消費税及び地方消費税込み）
令和10年度	円（消費税及び地方消費税込み）
- 2 設計業務及び工事監理業務について、支払限度額に対する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりとする。

設計業務		
令和7年度	円（うち消費税及び地方消費税	円）
令和8年度	円（うち消費税及び地方消費税	円）
工事監理業務		
令和9年度	円（うち消費税及び地方消費税	円）
令和10年度	円（うち消費税及び地方消費税	円）
- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

第57条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

- 1 債務負担行為に係る契約の前払金については、第52条中「設計業務期間又は工事監理

「業務期間」とあるのは「設計業務期間又は工事監理業務期間（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第53条中「設計業務費又は工事監理業務費」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が入札執行時に定められているときには、同項の規定により準用される第52条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、前会計年度末における設計業務費相当額又は工事監理業務費相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第52条第1項の規定にかかわらず、乙は、設計業務費相当額又は工事監理業務費相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における設計業務費相当額又は工事監理業務費相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第53条第4項の規定を準用する。

第58条（第三者による代理受領）

- 1 乙は、甲の承諾を得て設計業務費及び工事監理業務費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第48条第2項（第55条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）及び第50条第2項の規定に基づく支払いをしなければならない。

第59条（前払金等の不払に対する乙の業務中止）

- 1 乙は、甲が第52条又は第55条第1項若しくは第2項において準用される第48条第2項、又は第50条第2項の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が本業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は設計業務費若しくは工事監理業務費を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第5章 不可抗力及び法令改正等

第60条（不可抗力）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に書面で通知し、当該債務が不可抗力により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を書面で通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定による履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該不可抗力に対応するために速やかに協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可

抗力が発生した日から90日以内に協議が調わない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従うものとする。

- 3 甲及び乙は、第1項に規定する場合において、相手方から履行不能の確認通知を受けたときは、当該履行不能な債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価の支払請求権も消滅するものとする。ただし、甲又は乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

第61条（不可抗力による増加費用及び損害の取扱い）

不可抗力により、設計業務及び工事監理業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は、別紙5に従うものとし、甲は、支払時期等の負担方法については乙と協議する。

第62条（不可抗力による解除等）

- 1 甲は、不可抗力により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めにより本契約が解除され、解除時に設計業務及び工事監理業務について既に完了している部分がある場合は、既に甲及び乙の双方が履行済みの部分については本契約の解除の影響を受けないものとし、甲は、乙に対し、設計業務及び工事監理業務の履行済みの部分に対する対価を解除前の支払いスケジュールどおりに支払い、その余の対価の支払は免れる。

第63条（法令改正等）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結日後に、法令改正等により本契約に基づく自己の債務を本契約どおりに履行することができなくなった場合には、その内容の詳細を直ちに相手方に書面で通知し、当該債務が履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。この場合において、当該通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を書面で通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の規定による履行が不能であるとの通知を受けた場合、当該法令改正等に対応するために速やかに協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、法令改正等が生じた日から90日以内に協議が調わない場合は、甲が法令改正等に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に規定する場合において、相手方から履行不能の確認通知を受けたときは、当該履行不能な債務について本契約に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する対価の支払請求権も消滅するものとする。ただし、甲又は乙は、法令改正等により相手方に発生する損害を最小限にするように努めなければならない。

第64条（法令改正等による増加費用及び損害の取扱い）

本事業に直接関係する法令改正等によって、乙に追加費用又は損害が生ずる場合、甲は、合理的な範囲内でこれを負担するものとし、支払時期等の負担方法については乙と協議する。この場合、乙は、追加費用及び損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する法令改正等以外の法令改正等による乙の追加費用又は損害については乙の負担とする。

第65条（法令改正等による解除等）

- 1 甲は、法令改正等により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。
- 2 前項により本契約が解除される場合の措置については、第62条（不可抗力による解除等）第2項を準用する。

第6章 契約の終了

第66条（甲による任意解除）

- 1 甲は、乙に対して、特段の理由を有することなく本契約を解除することができるものとする。
- 2 第69条第4項及び第5項の規定は、本条に基づく解除に準用する。

第67条（甲による契約解除）

- 1 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本契約を解除することができる。
 - (1) 支払の停止、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法上の手続の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれがあるとき。
 - (2) 乙が振り出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1箇月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
 - (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日間（乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間）以上、本業務を行わなかったとき。
 - (5) 乙が本契約の履行に必要な資格を喪失する等、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
 - (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
 - (7) 第7条第1項の規定に違反して設計業務費又は工事監理業務費にかかる債権を譲渡したとき。
 - (8) 本契約に基づく成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (9) 乙が本契約に基づく成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (10) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (11) 本契約に基づく成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (12) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が次項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (13) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に設計業務費又は工事監理業務費にかかる債権を譲渡したとき。
 - (14) 第69条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (15) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

していると認められるとき。

- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる事由に該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がなく、本業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 本業務が履行期限内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 設計業務管理技術者及び工事監理業務技術者を配置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。
- 3 甲は、乙が、本選定手続又は本契約に関し、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本事業に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (5) 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第1項及び第2項に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項及び第2項の規定による契約の解除をすることができない。

第68条（甲による損害賠償請求等）

- 1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に本業務を完了することができないとき。
 - (2) 本契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 前条の規定により成果物を引渡し後に本契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、業務期間中に、前条の規定により本契約が解除された場合、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合には、設計業務費及び工事監理業務費の合計額の10%相当額（本契約締結時点の額とし、後の変動を考慮しないものとする。）の違約金を支払うものとする。ただし、甲は、甲が被った損害の額が、甲が支払を受けた違約金の額を超過する場合には、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができるものとする。
- 3 乙は、前条第3項各号に掲げる事由に該当する場合には、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、前項に従って同項記載の違約金及び損害賠償金を甲に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約に基づく乙の履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったものとみなして第2項を準用する。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、設計業務費及び工事監理業務費の合計額から、既履行部分に相応する対価（以下「既履行部分対価」という。）を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法に基づく率を乗じて計算した額とする。

第69条（乙による契約解除）

- 1 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 第27条の規定により募集要項等を変更したため設計業務費及び工事監理業務費が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第28条の規定による本業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は甲に改めて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。この場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法に基づく率を乗じて計算した遅延損害金を付して支払う。
- 3 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日後、60日を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。
- 4 前3項の規定に基づき本契約が終了した場合、甲は、乙に対し、本契約の終了により

- 乙が被った損害を合理的な範囲内で賠償する。
- 5 第1項ないし第3項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第1項ないし第3項の規定による契約の解除をすることができない。

第70条（解除に伴う措置）

- 1 理由の如何を問わず本契約が業務の完了前に解除された場合において、本契約のうち既に甲及び乙がそれぞれ履行済みの部分については解除することができず、甲は、乙に対し、本業務のうち、履行済みの業務に相当する対価を本契約の解除前の支払いスケジュールどおりに支払うものとし、甲は、その余の対価の支払義務を免れる。なお、この場合、甲は、乙に対する対価の支払債務と乙に対して有する違約金、損害賠償支払請求権を対当額にて相殺することができる。
- 2 前項に規定する履行済みの業務に相当する対価は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 3 乙は、本契約に基づき解除の対象となった業務について既に甲から受領した対価がある場合には、これに受領日から支払済までの遅延日数に応じ、支払遅延防止法に基づく率を乗じて計算した遅延損害金を付して直ちに甲に返還するものとする。
- 4 乙は、本契約が本業務の完了前に解除された場合において、本施設に乙が所有又は管理する物件、第三者の所有又は管理するこれらの物件がある場合には、当該物件の処置について甲の指示に従わなければならない。
- 5 甲は、前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本施設を原状回復し又は片付けその他適当な処置を行うことができるものとする。この場合において、乙は、甲の処置について異議を申し立てることができず、また、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。
- 6 乙は、本契約が本業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、乙は当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第67条によるときは甲が定め、第66条又は前条によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第5項及び前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 本業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

第7章 管理運営業務委託契約、建設工事請負契約が解除された場合等の扱い等

第71条（管理運営業務委託契約、建設工事請負契約が解除された場合の扱い）

- 1 設計業務期間中に管理運営業務委託契約が解除された場合、本契約は解除され、本事業も終了するものとする。
- 2 工事監理業務期間中に管理運営業務委託契約又は建設工事請負契約が解除された場合、甲と乙は、本業務の業務日程及び対価等について、協議するものとする。

第72条（管理運営業務又は建設業務の不履行の場合の取扱い）

- 1 運営事業者による管理運営業務委託契約の不履行により、乙の本業務の履行に関し、追加費用又は損害が生じた場合は、かかる追加費用及び損害は乙の負担とする。ただし、乙が運営事業者に対して当該追加費用及び損害を直接請求することは妨げられない。
- 2 建設事業者による建設工事請負契約の不履行により、乙の本業務の履行に関し、追加

費用又は損害が生じた場合は、かかる追加費用及び損害は甲が合理的な範囲内で負担する。なおこの場合、甲は、乙に生じた追加費用又は損害を、建設事業者から、直接、乙に支払わせることができるものとする。

第8章 雜則

第73条（協議）

甲及び乙は、必要と認める場合には、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対して協議を求めることができるものとする。

第74条（公租公課の負担）

本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、乙に対して対価及びこれに対する消費税等を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について、本契約に別段の定めある場合を除き負担しないものとする。

第75条（保険）

乙は、募集要項等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに甲に提示しなければならない。

第76条（文書の保管・保存及び情報公開）

- 1 乙は、本業務を実施するに当たり作成し、又は取得した文書（以下「対象文書」という。）を適正に管理し、保存しなければならない。
- 2 対象文書の範囲及び保存期間については、乙と協議の上、甲が定める。
- 3 甲は、対象文書について、瑞浪市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、乙に対し、当該文書を提出するよう求めることができ、乙はこれに従わなければならぬ。

第77条（遅延損害金）

甲又は乙が、本契約の各条項に基づき相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払額につき、支払期日の翌日から支払済までの日数に応じ、支払遅延防止法に基づく率を乗じて計算した遅延損害金として支払わなければならない。

第78条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方及び本事業に係る秘密を自己の代理人、コンサルタント、融資機関以外の第三者に漏えいし、かかる秘密が記載された秘密文書等を滅失、毀損又は改ざんしてはならず、また、秘密及び秘密文書等を本契約等の履行以外の目的に使用してはならない。
- 2 甲及び乙は、自己の代理人及びコンサルタントをして、前項に違反させないようにしなければならない。

第79条（個人情報の保護）

- 1 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。本契約が終了した後においても同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の改ざん及び滅失を防止する措置を講じること。
- (3) 乙は、甲の書面による承認がない限り、第三者に個人情報の取扱いの再委託又は下請けをさせないこと。
- (4) 乙は、個人情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。本契約が終了した後においても同様とする。
- (5) 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、個人情報を複写し、又は複製しないこと。
- (6) 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の適切な管理に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合（当該支障が生じるおそれがあると甲が認めることにつき相当な理由がある場合を含む。）は、直ちにその状況を甲に報告し、甲の指示を受け、これに従うこと。
- (7) 乙は、個人情報が記録された媒体を、本業務の終了後、甲と協議の上直ちに甲に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄若しくは消去をすること。
- (8) 乙は、個人情報が記録された媒体の搬送において、社会通念上安全が確保された措置を講じること。
- (9) 甲は、乙の個人情報の管理状況が不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うこと。
- (10) 前各号に掲げる事項に乙が違反した場合は、甲は本契約を解除できるものとし、乙は甲に生じた損害を賠償すること。

第80条（不当介入の場合の報告書の提出等）

- 1 乙は、本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することができる。
- 2 乙は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

第81条（指示等及び協議の書面主義）

- 1 本契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、原則として、書面により行わなければならない。ただし、法令等に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。
- 2 前項の規定にかかるわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第82条（その他）

- 1 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 2 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 3 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 4 本契約書及び募集要項等における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第83条（管轄裁判所）

本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、岐阜地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第84条（規定外の事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、誠実に協議のうえで、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲　岐阜県瑞浪市上平町1番1号

瑞浪市長

印

乙　住所
商号又は名称
代表者

印

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	
作成する設計図書の種類	
設計（工事監理）に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：() 建築士	【登録番号】
【氏名】：	
【資格】：() 建築士	【登録番号】
(建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴く者)	
【氏名】：	
【資格】：() 設備士	【登録番号】
() 建築士	【登録番号】

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

別紙1（事業日程）

管理運営業務の期間	管理運営業務委託契約の締結日から令和21年3月31日まで
開館準備期間	管理運営業務委託契約の締結日から本施設開館日の前日まで
設計業務期間	本契約の締結日から令和8年12月31日まで
工事監理業務委託期間	建設工事請負契約の締結日から令和10年11月30日まで
建設工事期間	建設工事請負契約の締結日から本施設の引渡日まで
本施設の開館日（予定）	令和11年3月
維持管理・運営業務期間	本施設の開館日から令和21年3月31日まで

甲と乙との協議等により、上記日程が変更された場合は修正する。

別紙2（業務実施場所）

瑞浪駅北地区複合公共施設（所在地：岐阜県瑞浪市寺河戸町地内）

※詳細は要求水準書に示すとおり

別紙3の1（基本設計図書リスト）

建築計画

- ・計画概要書
- ・建物概要、面積表、法規チェック
- ・建物配置計画
- ・施設レイアウト、動線計画
- ・什器・備品仕様およびレイアウト計画
- ・平面計画・断面計画・立面計画
- ・色彩計画
- ・内観および外観デザイン計画（パース含む）
- ・内装仕様および外装仕様（使用材料）

構造計画

- ・計画概要書・基本構造計画

電気設備計画

- ・計画概要書・仕様概要

機械設備計画

- ・計画概要書・仕様概要

外構計画

- ・計画概要書・舗装および植栽計画

その他

- ・打ち合わせ議事録
- ・要求水準確認表
- ・必要と思われる図面、計画書等
- ・概算工事費内訳書
- ・概略工事工程表（着工までの実施設計、各協議、申請期間を含む）
- ・各種調査結果報告書
- ・模型

関係各機関との事前協議

- ・建築確認申請及び関係条例
- ・官庁との事前協議記録

別紙3の2（実施設計図書リスト）

建築設計図

- ・特記仕様書
- ・図面リスト
- ・案内図、配置図（本施設の建設敷地全体を含む）
- ・面積表
- ・仕上表
- ・平面図、立面図、断面図
- ・矩計図
- ・階段詳細図
- ・平面詳細図
- ・断面詳細図
- ・各部詳細図
- ・展開図
- ・伏せ図
- ・建具図
- ・サイン計画
- ・便所詳細図
- ・外構図
- ・完成予想図（外観パース図、内観パース図）
- ・その他必要と思われる図面等

構造設計図書

- ・特記仕様書
- ・図面リスト
- ・各種構造図
- ・構造計算書
- ・その他必要と思われる図面等

電気設備設計図

- ・特記仕様書
- ・図面リスト
- ・受変電設備図
- ・幹線系統図
- ・動力設備図
- ・弱電設備図
- ・消防設備図
- ・各種計算書
- ・その他必要と思われる図面等

機械設備計画

- ・特記仕様書
- ・図面リスト
- ・給排水衛生設備図
- ・消防設備図
- ・空調設備図
- ・換気設備図
- ・昇降機設備図
- ・衛生機器リスト
- ・各種計算書
- ・その他必要と思われる図面等

その他

- ・概略工事工程表
- ・工事費内訳書
- ・積算数量調書・単価作成資料・見積比較表・工事費内訳書
(国土交通省公共建築工事内訳書式等に準じる)
- ・打ち合わせ議事録
- ・要求水準確認表

別紙4（設計業務の完了に関する確認方法）

1. 設計業務の完了に関する確認方法

設計業務の完了を確認するための検査にあたり、設計業務が予定工事費の範囲内となっているか以下の式に基づき確認を行う。

【予定工事費に関する設計業務の確認方法】

$$P1 \leq P2 + P3 + P4$$

P1：工事費内訳書に示す工事費相当額

P2：募集要項に示す予定工事費

P3：物価変動額（下記「2. 物価変動による予定工事費の改定方法」参照）

P4：要求水準の変更による増減額

2. 予定工事費における物価変動額の算出方法

（1）対象となる費用

対象となる費用は、募集要項に示す予定工事費とする。

（2）基準となる指標

予定工事費における物価変動額の算出に使用する指標は下表のとおりとする。

表 基準となる指標

費用	基準となる指標
予定工事費	「建築費指数」（一般財団法人建設物価調査会） ・都市別指数（名古屋） 建物種類：事務所 RC 工事原価

※上記の指標は、乙の提案を踏まえて、甲と協議により甲が認めた場合に限り変更することも可能とする。

（3）算出方法

募集要項が公表された月の指標値と設計業務完了予定日の1か月前に確認できる最新の指標値を比較し、物価変動がある場合は、以下の式に基づき物価変動額を算出する。

【物価変動額の計算方法】

$$P3 = P2 \times \{ (C1 / C2) - 1 \}$$

P3：物価変動額

P2：募集要項に示す予定工事費

C1：設計業務完了予定日の1か月前に確認できる最新の指標値

C2：募集要項が公表された月の指標値

別紙5（不可抗力による追加費用又は損害の負担割合）

設計業務期間中に不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害については、設計業務費（消費税等の税率は当該対価の支払時の税率とする。以下同じ。）の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

工事監理業務期間中に不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な範囲内の追加費用又は損害については、工事監理業務費の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

なお、設計業務期間又は工事監理業務期間において、一業務年度内に不可抗力事由に該当する複数の事由が発生し、各事由について、乙に追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、当該年度の各業務の対価の合計額の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。

別表 定義（五十音順）

1. 「運営事業者」とは、とは、本施設の管理運営業務を受託する企業をいう。
2. 「業務水準」とは、募集要項等、事業者提案等、その他本契約に基づいて作成される一切の文書に記載されている内容及び水準及並びに本業務の履行に関してなされた甲及び乙間の一切の合意における内容及び水準を満たす内容及び水準をいう。
3. 「業務年度」とは、原則として、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、最初の業務年度は、本契約締結日からその翌年の3月31日に終了する期間をいう。
4. 「許認可等」とは、乙において本業務を遂行するに必要な免許、許可、認可、登録又は届出等をいう。
5. 「建設工事請負契約」とは、甲と建設事業者との間で締結される本施設の建設工事請負契約をいう。
6. 「建設事業者」とは、本施設の建設業務の請負人として選定される企業をいう。
7. 「事業者提案等」とは、優先交渉権者が募集要項等の規定に従い甲に対して提出した本業務に関する事業者提案書類、その詳細を確認するために甲が優先交渉権者又は乙に対し行った照会に対する優先交渉権者又は乙の回答並びに本契約の調印日までに当該事業者提案書類を詳細に説明する目的で優先交渉権者又は乙が作成して甲に提出した事業者提案補足書類その他一切の説明・補足文書をいう。
8. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、感染症、疫病その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な事象であって、甲又は乙のいずれの責めにも帰すべきでないもの（ただし、募集要項等で基準を定めているものにあっては当該基準を超えるものに限る。）をいう。
9. 「法令改正等」とは、法律、政令、条例、規則又は要綱その他これに類するものの制定又は改正をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
10. 「募集要項等」とは、募集要項（令和7年4月1日に公表された募集要項〔その後の補足を含む。〕）、これに添付される公表資料及び参考資料、要求水準書及びこれらに関連して甲が追加で提示する資料をいう。
11. 「募集要項等に関する質問及び回答」とは、募集要項等に関して提出された質問書を基に、甲が作成した令和●年●月●日付「瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業募集要項等に関する質問及び回答」、●及び●をいう。
12. 「本業務」とは、本施設の設計及び工事監理業務をいう。
13. 「本事業」とは、瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業をいう。
14. 「本事業に直接関係する法令改正等」とは、特に本事業と類似の事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令改正等を意味し、本事業に直接関係する新税の成立、消費税及び地方消費税の税率変更も含まれるが、これに該当しない法人税や

その他の税制変更及び乙に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

15. 「本施設」とは、地方自治法第244条に定める公の施設として設置予定の瑞浪駅北地区複合公共施設、その他本施設等の業務の用に供することを主たる目的とした付属工作物、その他甲と乙の合意により本施設に設置される有体物をいう。
16. 「優先交渉権者」とは、令和7年4月1日付「瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業募集要項」に従い選定された優先交渉権者グループをいう。
17. 「要求水準書」とは、令和7年4月1日に公表された要求水準書（その後の補足を含む。）をいう。